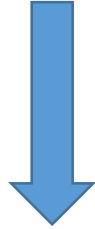


【報告 3】八甲田山火山対策について

活動火山対策特別措置法の一部を改正（平成 27 年 12 月 10 日施行）

平成 28 年 2 月 22 日、青森県、青森市及び十和田市を「火山災害警戒地域」に指定（法第 3 条）



これまで（任意組織）
八甲田山火山防災協議会
（平成 25 年 9 月 6 日設立）
会長 青森県総務部危機管理監
外有識者等 29 名

火山防災協議会の設置（法第 4 条）	
八甲田山火山防災協議会（平成 28 年 4 月 1 日）	
協議会	コアグループ会議（任意組織）
青森県知事（会長） 青森市長、十和田市長 地方气象台等、地方整備局、陸上自衛隊、 警察、消防、火山専門家、その他 計 26 名	青森県危機管理局防災危機管理課長（幹事長） 火山専門家、青森県、市町村、气象台、 地方整備局、自衛隊、警察、消防、森林管理署、 国土地理院、環境省 計 31 名

市町村地域防災計画に定めるべき事項等（法第 6 条）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火山現象の発生及び推移に関する情報の収集、伝達、予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ・ 警戒地域内の住民等がとるべき立退きの準備その他の避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項 ・ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ・ 火山現象に係る避難訓練の実施に関する事項 ・ 警戒地域内にある次の施設の名称及び所在地 <ol style="list-style-type: none"> 1 索道の停留場、宿泊施設その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で政令で定めるもの 2 社会福祉施設、学校、医療施設その他医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設で政令で定めるもの ・ 救助に関する事項 ・ 警戒地域における火山の爆発による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項 ・ 警戒地域内にある施設の所有者又は管理者への火山現象の発生及び推移に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項 <p>市町村地域防災計画に上記事項を定め、又は変更する場合は、火山防災協議会の意見を聴かなければならない。</p>

住民等に対する周知のための措置（法第 7 条）	避難促進施設の所有者避難確保計画の作成等（法第 8 条）	登山者等に関する情報の把握に努める（法第 11 条）
火山防災マップ等の配布	集客施設等に対し、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等を求める。	登山者等は、火山の爆発のおそれに関する情報の収集、連絡手段の確保、避難のために必要な手段を講ずるよう努める。